

選挙人名簿制度の見直しについて

1 選挙人名簿に登録した者に係る書面の縦覧・選挙人名簿の抄本の閲覧

(1) 選挙人名簿に登録した者に係る書面の縦覧について

① 縦覧の対象

各登録時に 新たに登録された選挙人の氏名、住所及び生年月日 を記載した書面（以下「縦覧用書面」という。）（法23条①）

② 縦覧の期間

[定時登録]

登録日の翌日から5日間（登録月（3月、6月、9月、12月）の3日から7日まで）（法23条①）

※ 登録月の1日から7日までの間に選挙の期日がある場合には、選挙人名簿の登録が行われた日の翌日から5日間（令13条）

[選挙時登録]

当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定める期間（法23条①）

③ 縦覧用書面の写しの閲覧

市町村の選挙管理委員会は、縦覧用書面の写しを、市役所、町村役場等の支所等、公衆の見やすい場所において選挙人に閲覧させるよう努めなければならない（令15条）。

④ 異議の申出

選挙人は、選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、縦覧期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる（法24条①）。

(2) 選挙人名簿の閲覧について

① 閲覧の対象

選挙人名簿の抄本（法28条の2①、法28条の3①）

② 閲覧ができる場合

市町村の選挙管理委員会は、次の場合に、その必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させることができる（法28条の2①、法28条の3①）。

(イ) 特定の者が 選挙人名簿に登録されたものであるかどうか の確認

(ロ) 公職の候補者等、政党その他の政治団体 が、政治活動・選挙運動をする場合

(ハ) 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究 で 公益性が高い と認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施する場合

③ 閲覧の期間

選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後5日に当たる日までの間を除き常時 閲覧することができる（法28条の2①、28条の3①）。

④ 閲覧の申出

閲覧の申出は、申出者の氏名及び住所、閲覧により知り得た事項の利用の目的、閲覧の対象となる選挙人の範囲等を記載した文書で行う（法28条の2②、28条の3②）。

市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、閱

覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、閲覧を拒むことができる（法28条の2③、28条の3③）。

（3）選挙人名簿の登録と縦覧の関係について 資料1

【昭和44年の法改正前】

選挙人名簿への登録については、市町村の選挙管理委員会においてまず登録すべき者の決定を行い、登録すべき者として決定された者を選挙人の縦覧に供し、異議の申出の決定を経て登録するという手順を経ていた。このため、住民の参加を経て決定された行政処分は処分庁の側からも自由に取り消し変更できないという通則に従って、登録に一種の確定的な効果を与えていた。

【昭和44年の改正後から現在】

登録という行政処分を行った後縦覧に供することとしており、登録について確定的な効果を排除している。なお、名簿の脱漏者については補正登録の手続が設けられている。

（4）選挙人名簿の縦覧制度の利用の状況

平成17年に、全国の市町村選管（2,400選管：当時）行った選挙人名簿制度の運用実態に関する調査によると、平成16年度の選挙人名簿の縦覧件数は、

定時登録時 1,273件（在外選挙人名簿については27件）

選挙時登録時 213件（在外選挙人名簿については4件）

であり、選挙人名簿への登録に関する異議の申出件数は、

定時登録時 3件（在外選挙人名簿については2件）

選挙時登録時 8件（在外選挙人名簿については1件）

であった。

これを、一選管あたりの年間件数に換算すると、単純計算で、縦覧件数については一選管あたり年間約0.6件、異議の申出件数については、年間約0.005件となる。

（5）日本の縦覧制度と類する制度を有する他国の制度について 資料2

日本の縦覧制度と同様に、①選挙人名簿に係る異議の申出の機会の保障するため②特定の期間に限り一定の閲覧等を許容している国の例として、ドイツとフランスがある。

このうち、ドイツについては、

- ・ 選挙人名簿が選挙の都度調製されるものであり、その都度すべての選挙人の登録が行われる点が、

フランスについては、

- ・ 選挙人名簿の登録は年に1回である点、
- ・ 縦覧期間を経た上で選挙人名簿が確定する点が、

現行の日本の選挙人名簿制度と異なっている。

2 選挙人名簿の登録について

(1) 選挙人名簿の登録について

法第19条において、選挙人名簿の登録は、毎年3月、6月、9月及び12月の登録月（定時登録）並びに選挙を行う場合（選挙時登録）に行うものとされている。

選挙人名簿の被登録資格は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満20年以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3箇月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されていることとされている（法21条①）。

定時登録は、登録月の1日現在において、被登録資格を有する者について、当該登録月の2日に行う（法22条①）。

(2) 定時登録の回数等の変遷 資料1

- ・昭和41年改正 … 永久選挙人名簿制度が採用されたことに伴い、定時登録制度が導入された。定時登録は年2回（3月、9月）であり、これは申告登録によるものとされていた。

※ 当時はまだ、住民基本台帳制度が確立されていない状況であったため、選挙時に登録を行うこととした場合、選挙の最中に、短期間で登録手続を進めなければならないために、脱漏、誤載、二重登録等が数多く発生し、選挙人名簿が不正確となるおそれがあるため、選挙時登録は行わないこととされた。

- ・昭和43年改正 … 定時登録の回数が、年4回（3月、6月、9月、12月）に増加された。

- ・昭和44年改正 … 住民基本台帳法の成立を踏まえ、選挙人名簿への登録が職権登録によることとされた。また、年1回（9月）の定時登録と選挙時登録を組み合わせた制度とされた。

※ 登録の時期について、常時登録制や毎月登録制とすることも考えられたが、当時の複雑な人口移動に対処する選挙管理委員会の事務処理能力等を考慮して、定時（毎年9月の年1回）及び選挙時登録の二本立てとすることとされた。

- ・平成9年改正 … 定時登録の回数が年4回（3月、6月、9月、12月）に増加された。

※ 毎年1回の定時登録では、選挙人の転入・転出の時期によっては、長期にわたっていずれの市町村の選挙人名簿にも登録されないことがあり得るため、市町村の選挙管理委員会の事務処理能力の向上も勘案し、選挙権行使の機会をより確保できるよう、定時登録の回数が年4回に増加された。

選挙人名簿制度の変遷

資料1

公職選挙法施行前

- ・選挙人名簿の調製は、毎年1回行い、名簿の調製の後15日間縦覧に供し、その後異議の申立の期間を経て登録が確定するものとされていた。
- ・名簿の調製は職権で行い、毎年新たな名簿を調製するものとされていた。
- ・名簿の閲覧については特段の定めはなかった。

昭和25年公職選挙法制定時

- ・選挙人名簿(基本選挙人名簿及び船員基本選挙人名簿)の調製は、毎年1回(9月15日時点で資格を満たしている者について10月31日までに名簿を調製)行い、その後15日間縦覧に供し、異議の申立の期間を経て、12月20日に登録が確定するものとされた。
- ・名簿の調製は職権で行い、毎年新たな名簿を調製するものとされた。
- ※ 選挙が行われる度に、基本選挙人名簿又は船員基本選挙人名簿に登録されていない者のうち、一定の要件に該当するものを登録するために、補充選挙人名簿が調製された。これは、選挙人からの申請によるものとされた。
- ・名簿の閲覧は、補充選挙人名簿への登録申請期間中のみ認められた。

昭和41年改正

- ・永久選挙人名簿が採用された(船員の選挙人名簿を除く)。
- ・選挙人名簿の登録は原則申出によることとされた。
- ・市町村選管は、一定の要件を満たし、3月1日(9月1日)までに登録の申出をした者を3月10日(9月10日)までに名簿に登録すべき者として決定し、その後10日間、選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面(以下「縦覧用書面」という。)を縦覧に供し、縦覧期間に異議の申出を認めたと上で、3月30日(9月30日)に名簿に登録すべき者を登録するものとされた。
- ・名簿の閲覧について、選挙時及び登録時の一定期間を除き選挙人名簿又はその抄本を常時閲覧に供し、その他適当な便宜を供与すべきとされた。
- ・閲覧をすることができる者については特段の定めはなかった。

昭和43年改正

- ・選挙人名簿への登録は、毎年4回(3月、6月、9月、12月の1日現在)行うこととされた。
- ・縦覧期間は7日間とし、その後登録が確定するものとされた。

昭和44年改正

- ・選挙人名簿への被登録資格に住民基本台帳へ3ヶ月以上記録されていることが要件とされた。
- ・選挙人名簿への登録は、職権で行うこととされ、船員の選挙人名簿は廃止された。
- ・市町村選挙管理委員会は、毎年9月1日現在で登録資格を有する選挙人について、9月10日に登録するものとされた(定時登録)。また、選挙を行う場合においては、事務を管理する選管の定めるところにより、登録資格を有する選挙人を登録するものとされた(選挙時登録)。
- ・登録日の翌日から5日間、縦覧用書面を縦覧に供し、縦覧期間中に異議の申出を認めることとした。
- ・名簿登録後の補正登録の制度が設けられた。
- ・選挙人名簿の閲覧については、選挙人名簿の抄本の閲覧のみに限定し、また、登録時にも認められることとされた。

昭和56年改正

- ・選挙人名簿への登録について、毎年9月1日現在で登録資格を有する選挙人について、9月2日に登録するものとされた。

平成9年改正

- ・選挙人名簿への登録は、毎年4回(3月、6月、9月、12月の1日現在)行うこととされた。
- ・選挙人名簿を磁気ディスク等により調製することが認められた。

平成18年改正

- ・選挙人名簿の抄本の閲覧について、
 - ①特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認
 - ②政治活動(選挙運動を含む。)
 - ③政治・選挙に関する調査研究を目的とする閲覧に必要な範囲でのみ認められることとされ、その手続が詳細に定められた。

日本の縦覧制度に類する制度を設けている国の 選挙人名簿登録手続について

- ドイツ：
- ・ 市町村は、選挙の都度、選挙人名簿を調製する（選挙人名簿は選挙の終了後6ヶ月後に廃棄される。）。
 - ・ すべての選挙人は、選挙の20日前から16日前までの期間選挙人名簿に登録されている自己の個人データを閲覧し、審査する権限を有する。
 - ・ なお、選挙人は原則として自己以外の第三者に係る選挙人名簿の記載を閲覧することはできないが、他の選挙人に関する情報が誤っていることを疎明した場合に限り、選挙の20日前から16日前までの期間、閲覧が可能である。

- フランス
- ・ 永久選挙人名簿を採用している。
 - ・ 選挙人名簿の登録は申請に基づき行われ、選挙人名簿への登録は義務である（ただし、罰則はない。）。
 - ・ 選挙人名簿への登録の申請は、毎年12月31日までに行わなければならない。
 - ・ 管理委員会が毎年1月1日から9日までの間に選挙人名簿の追加、消除についての修正一覧表を作成し、1月10日に市役所・町村役場に提出する。
 - ・ 修正一覧表は1月10日から19日までの間掲示される。
 - ・ 管理委員会が選挙人名簿登録を職権抹消した場合、又はその登録について異議が出されている場合、選挙人に市町村長からその旨が通知され、これに異議を申し立てることができる。
 - ・ 利害関係を有する選挙人は登録拒否について出訴することができる。
 - ・ 管理委員会は2月末日に修正一覧表を県地方長官に送り、選挙人名簿を確定する。
 - ・ 選挙人名簿の確定後は、職業上の理由で転居した場合や、新たに選挙権年齢に達した場合、帰化した場合などに選挙人名簿の修正が可能である。

※ 確定した選挙人名簿はすべての選挙人、候補者、政党・政治団体が閲覧・コピーをすることができる。ただし、営利目的で利用することはできない。

(出典)

ドイツ：「ドイツの連邦選挙法」山口和人（「外国の立法」国立国会図書館調査及び立法調査局）

フランス：「解説フランス選挙法典（一）」黒瀬敏文（選挙時報）

「CLAIR REPORT フランス地方選挙のあらまし」（自治体国際化協会）

等を基に作成

図1 登録月をまたいで3ヶ月以上住民基本台帳に記載されていても
選挙人名簿に登録されない例

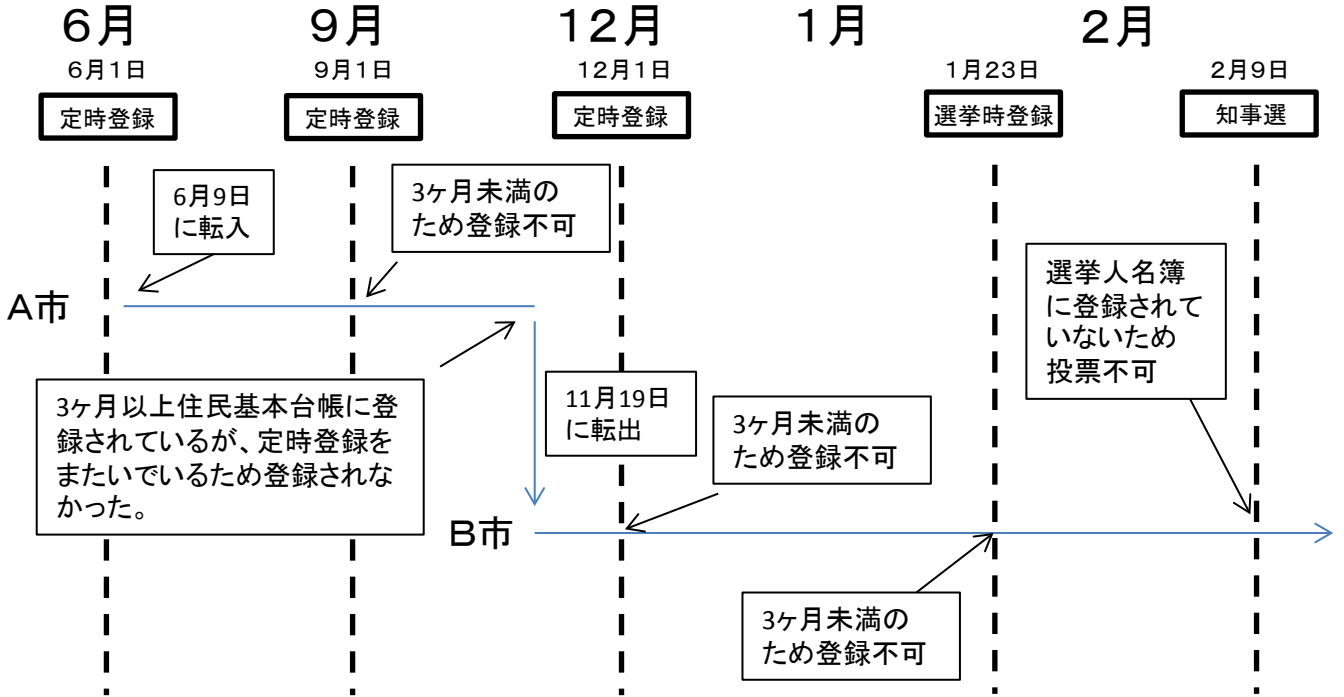
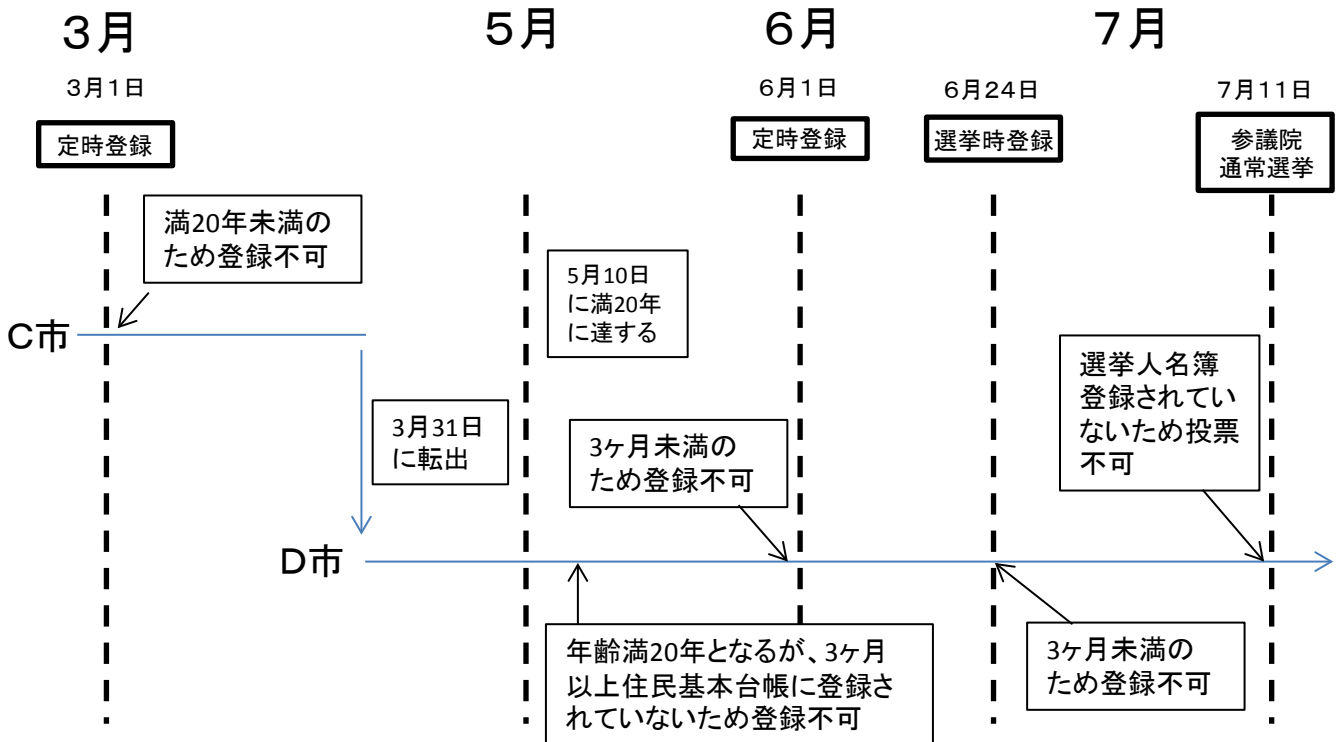


図2 19歳から20歳になる前3ヶ月以内に転居し選挙人名簿に登録されない例
※5月10日に年齢満20年となる者のケース



○公職選挙法（現行）【抜粋】

第四章 選挙人名簿

（永久選挙人名簿）

第十九条 選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、各選挙を通じて一の名簿とする。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるとし、毎年三月、六月、九月及び十二月（第二十二條第一項及び第二十三條第一項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

3 選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

4 選挙を行う場合において必要があるときは、選挙人名簿の抄本（前項の規定により磁気ディスクをもって選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあっては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。）を用いることができる。

5 選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六條の規定は、適用しない。

（選挙人名簿の記載事項等）

第二十條 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあっては、記録）をしなければならない。

2 選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。

3 前二項に規定するものは、選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

（被登録資格等）

第二十一條 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民（第十一條第一項若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八條の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、その者に係る登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となった市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の住民票が作成された日（他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

2 前項の消滅市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅市町村の区域の全部又は一部となった市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村を含むものとして）をいう。以下この項において同じ。）を含むものとする。

3 第一項の住民基本台帳に記録されている期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

4 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を調査し、その者を選挙人名簿に登録するための整理をしておかなければならない。

（登録）

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の二日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

（縦覧）

第二十三條 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、同条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書を縦覧に供さなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

（異議の申出）

第二十四條 選挙人は、選挙人名簿の登録に關し不服があるときは、縦覧期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から三日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹消し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その異議の申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十五條第一項第一号から第四号まで、第六号及び第四項、第二十一條、第二十五條、第二十六條、第三十一條、第三十六條、第三十九條並びに第四十四條の規定は、第一項の異議の申出について準用する。

（訴訟）

第二十五條 前条第二項の規定による決定に不服がある異議申出人又は関係人は、当該市町村の選挙管理委員会を被告として、決定の通知を受けた日から七日以内に出訴することができる。

2 前項の訴訟は、当該市町村の選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とする。

3 前項の裁判所の判決に不服がある者は、控訴することはできないが、最高裁判所に上訴することができる。

4 第二百十三條、第二百十四條及び第二百十九條第一項の規定は、第一項及び前項の訴訟について、準用する。この場合において、同条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七條若しくは第二百八條の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十條第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一條の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一條の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力を争う数個の請求」とあるのは、「一の縦覧に係る選挙人名簿への登録又は選挙人名簿からの抹消に關し争う数個の請求」と読み替へるものとする。

（補正登録）

第二十六條 市町村の選挙管理委員会は、第二十二條の規定により選挙人名簿の登録をした日後、当該登録の際に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が選挙人名簿に登録されていないことを知つた場合には、その者を直ちに選挙人名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

(表示及び訂正等)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第一十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の記載内容(第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあつては、記録内容)に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載(同項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあつては、記録)の修正又は訂正をしなければならぬ。

(登録の抹消)
第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
二 前条第一項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日以後四箇月を経過するに至つたとき。
三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)
第二十八条之二 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認	選挙人	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした選挙人
政治活動(選挙運動を含む。)	公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした公職の候補者等又は当該公職の候補者等が指定する者
	政党その他の政治団体	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、第四号に定める事項については、この限りでない。

一 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする者(以下この条から第二十八条の四までにおいて「申出者」という。)の氏名及び住所(申出者が政党その他の政治団体である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 選挙人名簿の抄本の閲覧により知り得た事項(以下この条から第二十八条の四までにおいて「閲覧事項」という。)の利用の目的

三 選挙人名簿の抄本を閲覧する者(以下この条から第二十八条の四までにおいて「閲覧者」という。)の氏名及び住所

四 次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める事項

イ 申出者が選挙人又は公職の候補者等である場合 閲覧事項の管理の方法

ロ 申出者が政党その他の政治団体である場合 閲覧事項の管理の方法及び当該政党その他の政治団体の役員又は構成員のうち、閲覧事項を取り扱う者の範囲

五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

7 政党その他の政治団体である申出者は、利用目的を達成するために当該申出者以外の法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条から第二十八条の四までにおいて同じ。)に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、当該法人についての次に掲げる事項を明らかにして、その旨をその市町村の選挙管理委員会に申し出ることができる。

一 法人の名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地

二 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由

三 法人の役員又は構成員のうち、閲覧事項を取り扱う者の範囲

四 法人の閲覧事項の管理の方法

五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

8 前項の規定による申出を受けた市町村の選挙管理委員会は、当該申出に相応な理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。この場合において、当該承認を受けた申出者は、第六項の規定にかかわらず、当該承認に係る法人(第十項から第十二項まで及び第二十八条の四において「承認法人」という。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。

9 前項の規定による承認を受けた政党その他の政治団体に対する第一項の規定の適用については、同項の表の下欄中「構成員」とあるのは、「構成員(第十項に規定する承認法人閲覧事項取扱者を含む。)」とする。

10 承認法人は、第七項第三号に掲げる範囲に属する者のうち当該承認法人が指定するもの(次項及び第二十八条の四において「承認法人閲覧事項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項を取り扱わせるはならない。

11 承認法人は、承認法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

12 申出者は、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者又は承認法人による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)
第二十八条の三 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、同項に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

一 申出者が国又は地方公共団体(以下この条及び次条において「国等」という。)の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
二 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役員又は構成員を含む。)で、当該法人が指定するもの
三 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
一 申出者の氏名及び住所(申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、申出者が法人である場合にあつてはその名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地)
二 利用目的
三 閲覧者の氏名及び住所(申出者が国等の機関である場合にあつては、その職名及び氏名)
四 閲覧事項を利用して実施する調査研究の成果の取扱い
五 次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める事項
イ 申出者が法人である場合 閲覧事項の管理の方法及び当該法人の役員又は構成員のうち、閲覧事項を取り扱う者の範囲
ロ 申出者が個人である場合 閲覧事項の管理の方法

六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
3 第一項の規定にかかわらず、市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。
4 法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号イに規定する範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの(第七項及び次条において「法人閲覧事項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。
5 個人である申出者は、利用目的を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村の選挙管理委員会に申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町村の選挙管理委員会は、当該申出に相応な理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者(当該承認を受けた者に限る。次項及び次条において「個人閲覧事項取扱者」という。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。
7 申出者(国等の機関である申出者を除く。)は、閲覧者、法人閲覧事項取扱者又は個人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(選挙人名簿の抄本の閲覧に係る通告及び命令等)

第二十八条の四 申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、承認法人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者又は個人閲覧事項取扱者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、承認法人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者及び個人閲覧事項取扱者以外の者に提供してはならない。
2 市町村の選挙管理委員会は、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第二十八条の二第一項(同条第九項において読み替えて適用される場合を含む。第四項、第七項及び第八項において同じ。)若しくは前条第一項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、承認法人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者若しくは個人閲覧事項取扱者が前項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧者、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、承認法人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者及び個人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることができる。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による通告を受けた者が正当な理由がなくその通告に係る措置を講じなかつた場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、その通告に係る措置を講ずることを命ずることができる。
4 市町村の選挙管理委員会は、前二項の規定にかかわらず、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第二十八条の二第一項若しくは前条第一項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、承認法人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者若しくは個人閲覧事項取扱者が第一項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧者、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、承認法人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者及び個人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることができる。
5 市町村の選挙管理委員会は、第二十八条の二からこの条までの規定の施行に必要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせることができる。
6 前各項の規定は、申出者が国等の機関である場合には、適用しない。
7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも一回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)の状況について、申出者の氏名(申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、申出者が法人である場合にあつてはその名称及び代表者又は管理人の氏名)及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。
8 市町村の選挙管理委員会は、第二十八条の二第一項又は前条第一項の規定により閲覧させる場合を除いては、選挙人名簿の抄本を閲覧させてはならない。
(通報及び調査の請求)
第二十九条 市町村長及び市町村の選挙管理委員会は、選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認に関し、その有している資料について相互に通報しなければならない。
2 選挙人は、選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿の修正に関し、調査の請求をすることができる。
(選挙人名簿の再調整)
第三十条 天災事変その他の事故に因り必要があるときは、市町村の選挙管理委員会は、更に選挙人名簿を調整しなければならない。
2 前項の選挙人名簿の調整、縦覧及び確定に関する期日及び期間その他その調整について必要な事項は、政令で定める。

3 市町村の選挙管理委員会は、前二項の規定にかかわらず、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第二十八条の二第一項若しくは前条第一項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、承認法人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者若しくは個人閲覧事項取扱者が第一項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧者、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、承認法人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者及び個人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることができる。
5 市町村の選挙管理委員会は、第二十八条の二からこの条までの規定の施行に必要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせることができる。
6 前各項の規定は、申出者が国等の機関である場合には、適用しない。
7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも一回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)の状況について、申出者の氏名(申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、申出者が法人である場合にあつてはその名称及び代表者又は管理人の氏名)及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。
8 市町村の選挙管理委員会は、第二十八条の二第一項又は前条第一項の規定により閲覧させる場合を除いては、選挙人名簿の抄本を閲覧させてはならない。
(通報及び調査の請求)
第二十九条 市町村長及び市町村の選挙管理委員会は、選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認に関し、その有している資料について相互に通報しなければならない。
2 選挙人は、選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿の修正に関し、調査の請求をすることができる。
(選挙人名簿の再調整)
第三十条 天災事変その他の事故に因り必要があるときは、市町村の選挙管理委員会は、更に選挙人名簿を調整しなければならない。
2 前項の選挙人名簿の調整、縦覧及び確定に関する期日及び期間その他その調整について必要な事項は、政令で定める。

○公職選挙法施行令（現行）【抜粋】

第三章 選挙人名簿

(選挙人名簿を磁気ディスクをもって調製する場合の方法及び基準)

第十条 市町村の選挙管理委員会は、法第十九条第三項の規定により選挙人名簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する場合には、電子計算機（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。）の操作によるものと、磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項に規定する場合において、当該選挙人名簿に記録されている事項が当該市町村の選挙管理委員会の職員（当該市町村の選挙管理委員会によつて選挙に関する事務を委嘱された職員を含む。）以外の者に同項の電子計算機に接続された電気通信回線を通じて知られること及び当該選挙人名簿が滅失し又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(選挙人名簿の登録のための調査等)

第十条の二 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、選挙人名簿に登録される資格（以下「被登録資格」という。）を有する者を常時調査し、被登録資格を有する者について選挙人名簿に登録するための整理をするものとし、選挙人名簿の登録に当たっては、被登録資格を有することについて確認が得られない者を選挙人名簿に登録してはならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の調査に関し必要がある場合には、その被登録資格につき調査しようとする者その他の関係人の出頭を求め、又はこれらの者に被登録資格の確認のための資料の提出を求めることができる。この場合には、これらの者は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(年齢満十九年の者の調査等)

第十一条 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月、六月、九月及び十二月（以下「登録月」という。）の一日現在により、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十一年になるものを調査し、法第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録を行う場合のための整理をしなければならない。この場合において、市町村の選挙管理委員会から要請があつたときは、当該市町村長は、当該調査に協力しなければならない。

(定時登録日の変更)

第十二条 市町村の選挙管理委員会は、次の各号に掲げる場合には、法第二十二條第一項ただし書の規定により、同項に定める登録の日を当該各号に定めるところにより変更することができる。

一 登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合 当該選挙の期日の翌日以後三日以内のいずれかの日に繰り延べて定めること。

二 前号に掲げる場合のほか、天災その他特別の事情がある場合 登録月の三日以後の日に繰り延べて定めること。

(縦覧期間の特例)

第十三条 法第二十三條第一項に規定する政令で定める期間は、選挙人名簿の登録が行われた日の翌日から五日間とする。

(登録日等の告示)

第十四条 市町村の選挙管理委員会は、第十二條の規定による登録の日を定めた場合には、直ちに当該登録の日を告示しなければならない。

2 法第二十二條第二項の選挙管理委員会又は中央選挙管理委員会は、同項の規定による選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行なう日及び縦覧に供する期間を定めた場合には、直ちにこれらを告示しなければならない。

(縦覧用書面の写しの閲覧)

第十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十三條第一項の規定により、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供するときは、あわせてその書面の写しを公衆の見やすい場所において選挙人に閲覧させるように努めなければならない。

(表示の消除)

第十六条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十七條第一項の規定による表示をされた者が選挙人名簿に登録される資格を有するに至つたことを知つた場合には、直ちにその表示を消除しなければならない。

(登録の移替え)

第十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知つたときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知つたときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終る日の前六十日からその選挙の期日までの期間

二 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間

(選挙人名簿登録証明書)

第十八条 選挙人名簿に登録された船員（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員をいう。以下この条及び第三十五條第二項において同じ。）は、市町村の選挙管理委員会に対して、選挙人名簿登録証明書の交付を申請することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による申請があつた場合には、当該船員に対して選挙人名簿登録証明書を交付しなければならない。

3 選挙人名簿登録証明書の交付を受けた者は、船員でなくなつた場合、他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日以後四箇月を経過するに至つた場合には、直ちに当該選挙人名簿登録証明書をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

4 第一項及び第二項に規定するもののほか、選挙人名簿登録証明書の交付の申請の方法及び交付の手續に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(選挙人名簿の移送又は引継ぎ)

第十九条 市町村の選挙管理委員会は、市町村の境界変更があつた場合においては、選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、当該選挙人名簿に記載されている事項の全部を記載した書類（以下この条において「選挙人名簿記載書類」という。）、次項及び第三項並びに第三百三十一条第二項において同じ。）中新たに他の市町村に属することとなつた区域内に住所を有する者として登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）に係る部分をその市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

2 市町村の廃置分合があつた場合においては、新たにその区域が属することとなつた市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿中その市町村に属することとなつた区域内に住所を有する者として登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）に係る部分を引継ぎなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の送付を受け、又は引継ぎをした場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、その旨及び送付又は引継ぎに係る選挙人名簿に登録されている者（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されている者）の数を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

4 前三項の規定は、指定都市において新たに区を設け、又はその区域を変更した場合に準用する。ただし、前項の規定を準用して区の選挙管理委員会が報告をする場合においては、市の選挙管理委員会を経なければならない。

5 第一項又は第二項の規定によつて送付を受け、又は引継ぎをした選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、選挙人名簿記載書類）は、市町村の廃置分合又は境界変更に係る区域が新たに属した市町村の選挙人名簿となるものとする。

(磁気ディスクをもつて調製されている選挙人名簿を閲覧させる方法)

第二十条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十八条の二第一項（同条第九項において読み替へて適用される場合を含む。）又は第二十八条の三第一項の規定により選挙人名簿に登録されている全部又は一部の事項を閲覧させる場合には、当該選挙管理委員会の管理する場所において、当該事項を映像面に表示して閲覧させるものとする。

(選挙人名簿の再調製)

第二十一条 法第三十条の規定によつて選挙人名簿を再調製する場合においては、その選挙人名簿の調製、縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間その他選挙人名簿の再調製について必要な事項は、市町村の選挙管理委員会が定めなければならない。

2 法第三十条の規定によつて選挙人名簿を再調製する場合には、選挙権の要件及び選挙人名簿登録の要件は、その選挙人名簿の調製の期日によつて調査する。但し、選挙人の年齢は、その選挙人名簿の確定の期日によつて算定する。

(選挙人の数の報告)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数を、遅滞なく、都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の規定により選挙人名簿を再調製した場合において、その選挙人名簿が確定したときは、遅滞なく、これに登録された選挙人の数を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

(選挙人名簿の保存)

第二十二條の二 選挙人名簿の抄本（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下この条において同じ。）は、その抄本を用いて選挙された衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。